



身近な頼りになる

KITASENJU LAW OFFICE

北千住法律事務所

No. 125 2013年2月5日
発行

北千住法律事務所

〒120-0034

東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2F

TEL 03(3870)0171 FAX 03(3881)7471

広告責任者 東京弁護士会所属 所長 黒岩哲彦

<http://www.kitassenju-law.com/>

弁護士 青柳 孝夫

弁護士 鎌田 正紹

弁護士 黒岩 哲彦

弁護士 小寺 貴夫

弁護士 菅本 麻衣子

弁護士 船崎 まみ

弁護士 柿沼 真利

弁護士 橋澤 加世

弁護士 金沢 幸彦

弁護士 金湖 恒一郎

事務局一同



「蠟梅」
撮影／本木進（長瀬・宝登山にて）

ごあいさつ

私たちは、2012年11月11日投票の荒川区長選挙では、東京都立航空高専名誉教授で「ロボコン先生」として有名な吉田きいちさんを支持して活動をしました。吉田さんの得票は、「明るい革新区政をつくる会」の前の得票の50%増の大健闘でした。

12月16日投票の東京都知事選挙では、元日本弁護士連合会会長の宇都宮けんじさんとともに、東京都政を変える活動に取り組みました。「人にやさしい東京をつくる弁護士の会」の一員として、裁判所前宣伝や銀座ウォークに取り組みとともに、地域では「足立革新区政をつくる会」の一員として、メガホン宣伝などに取り組みました。宇都宮さんは、100万票近い得票で健闘されました。私たちは身近な地方自治を良くする活動に積極的に取り組んでいきます。

3.11震災後の裁判所は、様々な人権・平和裁判について、国の責任を免責する判決を出し続けていますが、鎌田弁護士・橋澤弁護士が弁護団の一翼を担っている、首都圏アスベスト訴訟で、昨年12月5日、東京地方裁判所が国の責任を認める判決を出したことは画期的な成果です。引き続き東京高等裁判所での闘いにご支援をお願いします。

2012年12月の衆議院選挙の結果、憲法改悪が重大な事態となっています。私たちは「憲法の集い」や「平和憲法を守る足立の会」の草の根から憲法を守る運動を旺盛に行います。

所長 弁護士 黒岩哲彦

御相談は まずはお電話を ☎03-3870-0171 (受付時間 平日●AM10:00~PM6:00)

入所ごあいさつ



金湖恒一郎 弁護士

この度、ご縁があり北千住法律事務所に入所させていただくことになりました、弁護士の金湖(かねこ)恒一郎と申します。

私は、1996年に東京大学法学部を卒業したあと、日本航空で約11年勤務いたしました。成田空港や那覇空港で国際線業務を担当したのち、インドネシアのジャカルタに赴任し、総務担当として支店の運営に携わりました。帰国後は本社の経理部に配属され、経理・税務業務に取り組みました。

11年間にわたる会社員生活は、刺激に溢れ、やりがいのあるものでしたが、日本社会が急速に寛容さを失い、「自己責任」の名のもと弱者を切り捨てていく様を目の当たりにし、弁護士となってその流れに抗う決意をいたしました。法律家として、困っている方が笑顔を取り戻すお手伝いをすべく、全力で努力してまいります。

航空会社職員時代、年齢も性別も国籍も異なるさまざまな方と接する中で、「お客様の目線で」「相手の立場に立って」考えることの大切さを学びました。この経験を活かして、依頼者の方に何でも気軽にお話しいただき、満足いただける法律相談を心掛けてまいります。

出身は東京で、中学・高校時代は荒川区にある男子校に通っておりまして。わんぱく盛りの学生を温かく見守っていただいた下町の皆様に、少しでも恩返しができるかと考えております。

まだまだ未熟者ではございますが、皆様のお力になれるよう、日々精進する所存です。今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

弁護士 金湖 恒一郎

金湖恒一郎弁護士が本年1月に入所しました。開成中学・高校を卒業して、東京大学法学部で学びました。日本航空の地上職員として働いたのち、一橋大学法科大学院を卒業しました。当事務所には、修習生になる前のプレ研修を行いました。

金湖弁護士は社会人としての経験があるように落ち着いた人柄です。金湖弁護士は「自己責任」や「自助・自立」による人権侵害に対して積極的に取り組んでいく決意です。皆様のご指導を宜しく願いをします。

弁護士 黒岩 哲彦



首都圏アスベスト訴訟東京地裁判決で勝訴

1. 国の責任を初めて認める画期的判決

昨年12月5日、東京地方裁判所は、首都圏建設アスベスト東京訴訟において、建設アスベスト被害に関して、国の責任を初めて認める画期的な判決を言い渡しました。当事務所では、弁護団に所属する弁護士を中心に、全力で取り組んできた訴訟です。提訴から4年半、長い闘いでしたが、被害者救済への重要な一歩を勝ち取ることができました。

2. 裁判・判決の概要

この裁判は、建設現場でのアスベスト暴露で石綿肺や肺がん、中皮腫などの健康被害を受けた建設作業従事者と遺族が、国と建材メーカー42社に損害賠償を求めたものです。原告は患者数単位で308名であり、全国最大のアスベスト訴訟です。アスベストの入った建材の危険を知らずに作業を続け、健康を害し、あるいは命を落としたという職人さんは多く、使用を認めてきた国と、製造を続けてきたメーカーには、責任があると訴えてきました。

判決は、国が、切断作業などが危険であることを1981年から（吹付け作業については1974年から）知っていたにもかかわらず、防塵マスクを着用させるなどの、徹底した被害回避の措置をとらなかったことを、著しく不合理だとして、国の責任を認めました。これは、建設アスベスト被害に関して初めて国の責任を認めるものであり、高く評価できます。

3. 残された課題

一方で、全面勝利となるためには課題も多く残されています。中でも建材メーカーの責任については、東



京地裁判決において否定されており、今後の最大の課題です。原告側は、昨年12月18日に全員一致で控訴し、建材メーカーの責任も含めて、完全勝利する決意を新たにしています。

4. 今後の展望

また、判決は、「石綿建材製造企業が、ゼネコンなどの元方事業者などと共に、一定の責任を負うべきではないか」という問題は「立法政策の問題」であり、国会での「真剣な検討を望む」と付言して、政治的解決を求めました。朝日、毎日、東京の各新聞は社説でこの付言を引用し、建設作業従事者の石綿被害の早期救済と石綿被害救済制度の創設を支持しています。建設作業従事者の救済は今や世論となりつつあります。

今後は、控訴審での戦いと、裁判外での救済制度の創設に向けた活動を車の両輪として展開していきます。担当弁護士を中心に当事務所も一丸となって、被害救済のために奮闘していく所存ですので、今後ともよろしくお願いいたします。

弁護士 橋澤 加世

北千住法律セミナーを開催!

昨年の10月に第1回北千住法律セミナーを開催いたしました。テーマは「遺言」。38名の方にご参加いただきました。イラストを交えた画像を大きなスクリーンに写しだし、いくつかの事例を紹介しました。登場するキャラクターになりきった所員によるナレーションにも熱が入りました。時折笑いもおこり、リラックスしながらご覧いただけたのではないかと思います。



事務所といたしましては初めての試みでしたので、参加者の方々にご満足していただけるか不安もございましたが、ご好評をいただきました。また、「参考になった」「映像がわかりやすかった」「資料がもっとほしかった」等々、アンケートにも多数の方にご回答をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。ご意見は今後の参考にさせていただきます。次回のテーマは「相続」。皆様のご参加をお待ちしております。

(事務局 持田 理恵)

当事務所で「法テラス」が使えます!



「法テラス」という言葉をご存知でしょうか?

弁護士に相談したいと思った時、まず心配なのが費用の面ではないでしょうか。

「弁護士に相談に行ったら結構お金かかりそうだから…」と、法律事務所に行くこと自体を躊躇してしまうケースが、比較的多く見受けられます。

「法テラス」とは、そういった金銭的な不安から、必要な法的サービスを受けることをあきらめようとしている方々にも広く門を開いている、独立行政法人です。

日本国憲法では、だれもが公平な裁判を受ける権利を保障しています。

法的トラブルに逢った時、解決の手だてもなく、泣き寝入りするようなことがないよう、法テラスはさまざまな役割を担っています。その重要な役割のひとつが、弁護士費用を援助してくれる（立替えてくれる）というものです。

ちなみに、「法テラス」という言葉には、「法」によって、悩みをかかえている方々のもやもやした心を「照らす」という意味が込められています。

法テラスを使うと…

当事務所の弁護士は、法テラスと契約しております。

たとえば、当事務所に相談にいらっしゃった際にも、法テラスを利用すれば、法律相談料が「無料」となります。(同じ問題について3回まで)

そして、実際に事件を当事務所の弁護士に依頼する際にも、法テラスを使えば、分割で（月5000円から3000円程度）お支払いが可能となります。（「償還」といいます）

最初にまとまったお金（着手金）を用意しなくても、気軽に弁護士に依頼できるシステムです。

※償還が猶予または免除される場合もあります。

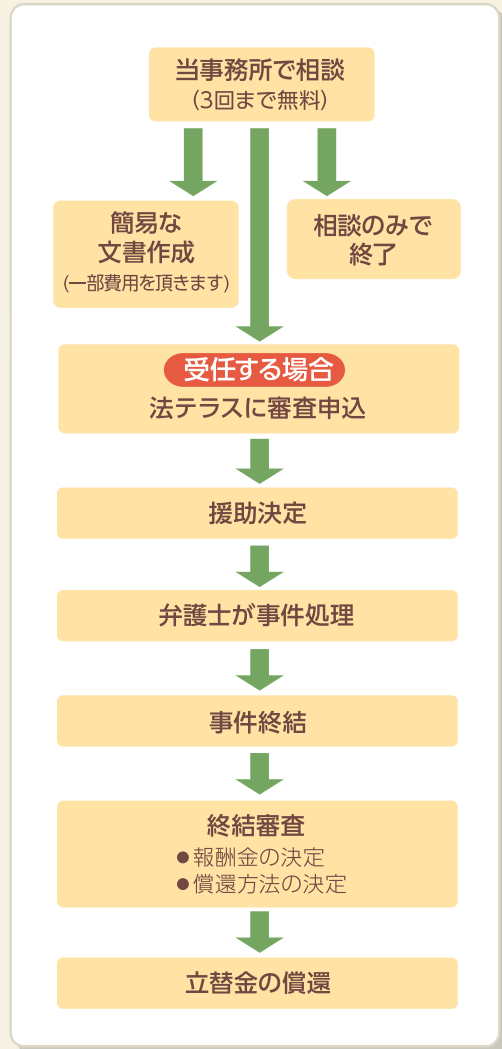
法テラスを利用できる方

なお、法テラスを利用するにあたっては、収入制限があります。事案によっては利用できないケースもあります。ご不明点は弁護士に気軽におたずね下さい。法テラスのホームページでもご確認ください。

<http://www.houterasu.or.jp/service/hiyoutatekae/index.html>

法テラス利用希望のお客様は、相談予約のお電話の際に、「法テラス希望です」とお伝え下さい。（また、予約時におっしゃっていただかなくても、弁護士からご案内さしあげます。）

法テラスの利用の流れ



法テラスを利用するための申込書類は当事務所で揃えております。弁護士のアドバイスに従って必要書類をご用意頂き、申込みの手続きを行ないます。

すべての人が必要な法的サービスを受けられる社会を目指し設立された「法テラス」を、積極的に利用しましょう。

来年は事務所創立40周年です。長くお付き合いいただいているお客様も沢山いらっしゃり、近ごろは老後の財産管理や成年後見の相談が寄せられるようになりました。高齢化社会を肌で感じるとともに、ご要望に応じられる体制作りにも力を入れていきたいと思っております。

(事務局長・坂崎)

事務局より



携帯サイトはこちら

編集後記

表紙の「^{ろうばい}蠟梅」（事務局の本木撮影）、わたしは間近で見たことがないのですが、その名の通りロウウでできたかのようなお花で、形容しがたい「とにかくいい香り」なんだそうです…いったいどんな香りなのか気になります。

(事務局・景山)

